様式第4号(第14条関係)

(表)

奨学資金借用証書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 収入印紙 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額 |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

　　ただし、常陸太田市奨学生として上記の金額を借用いたしました。

　　なお、奨学資金の返還については、常陸太田市奨学資金貸与条例及び同施行規則に従い、別記奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。

　　　　　年　　月　　日

決定番号

住所

本人

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

連帯保証人

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

保証人

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　常陸太田市教育委員会　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 借用内訳 | 貸与金 | 在学学校名 |
| 年額　　　　　　円 |  |
| 借用期間 | 自　　　　　　　　　至　 |

　※　令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により収入印紙の添付を省略します。

(裏)

奨学資金借用証書特約条項

　　(一時償還)

　第1条　奨学資金の貸与を受けた者(以下｢乙｣という。)は、常陸太田市教育委員会(以下｢甲｣という。)が、次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(半年賦又は年賦支払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であつても、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

　　(1)　乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返還するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実を怠つたとき。

　　(2)　乙が常陸太田市奨学資金貸与条例、常陸太田市奨学資金貸与条例施行規則又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。

　　(3)　前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(弁済の充当)

　第2条　乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

　　(裁判所管轄)

　第3条　乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、表記奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。